

仕 様 書

1 事業名称

市民バス運行事業

2 委託件名

市民バス運行業務委託（祖母石・上円井線）

3 目的

住民の交通手段の確保を図るため、市民バスの運行業務を委託する

4 委託場所

財務政策課の指定する場所

5 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 委託料

総額 円（うち消費税及び地方消費税 円）

7 内容（実施方法等）

（1）総則

- ①受託者は「韮崎自動車教習所～上円井上（東京エレクトロン韮崎アリーナを含む）」エリアの市民バス運行について、「1.1 別紙添付書類」の別表1、別表2、別表3、別表4からなる運行計画（以下「運行計画」という。）に基づき、旅客から委託者の指定した運賃を收受し、責任をもって運行を行うものとする。
- ②運行業務については、法令を遵守し、また韮崎市民バス運行服務規程（別紙1）に基づき安全運行に万全を期すこと。
- ③利用者のニーズに応えた効率的かつ効果的な運行業務を行うこと。
- ④市民及び利用者とのコミュニケーションに努め、地域に密着した「親しまれる、乗りたくなる、また乗ってみたくなるバス」を目指すこと。

（2）運行業務等

- ①本事業は、「韮崎自動車教習所～上円井上（東京エレクトロン韮崎アリーナを含む）」エリアの運行について、委託者の定める運行計画に基づき、旅客から韮崎市長の指定した運賃を収入し、責任をもってバスを運行する業務を行うものとする。
- ②行先表示の操作等を正確に行うこと。
- ③バス車内の忘れ物についての対応を行うこと。
- ④AI オンデマンドバス運行に対応したシステムを導入すること。
- ⑤上記に掲げるもののほか、本事業の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（3）車両整備等

- ①車両については、定期点検を怠らず、適正な車両の維持管理に努めること。
- ②車両（車内、車外共に）について、良好な衛生環境、美観の維持に努め、公共機関として利用者が快適な利用ができるよう清掃業務を常時行うこと。

（4）遵守事項等

- ①代替バス運行にあたっては、車両及び運行に関する諸法令を遵守し、業務を遂行

するものとする。

- ②使用車両は、韮崎市長の指定した車両で、受託者の所有するワゴン型車両とし、輸送上の事故等による第三者等への損害賠償責任は、すべて受託者が負うものとする。
- ③運行車両が車検等の理由により、使用できない期間は、道路運送法第21条に係る認可予備車を使用し、受託者の責任において運行を行うものとする。
- ④受託者は業務上利用者から苦情があった場合は、真摯に受け止め、韮崎市長に報告するとともに、改善策を講じ再発防止に努めるものとする。
- ⑤受託者及び業務従事者は、業務上知り得た個人情報及び業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様にとする。

8 運行計画の変更

本委託契約の路線系統の運行計画について、より合理的かつ効率的な運営を図る必要が生じた場合には、委託者と受託者とが協議のうえ、これを変更することができる。

9 その他特記事項

- (1) 緊急時に早急な現場対応が求められるため、韮崎市内に本社または支店及び支社、営業所があり、運行管理者及び整備管理者資格の所有者を配置していること。
- (2) 車両については、乗車ステップや手摺りを整備した12人乗り以上の車両を運行事業者が手配し、その費用を委託料に計上すること。
- (3) 委託料の支払い方法は年2回とし、受託者は年間委託金額の2分の1の額を契約年度の4月と10月に書面をもって委託者に請求し、委託者は、請求書を受理した日から30日以内に受託者に委託料を支払うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり委託者と業務内容の詳細について打ち合わせを行うこと。
- (5) 運行業務中は、状況に応じた乗降客への配慮を行うこと。
- (6) 受託者は乗降者数調査など委託者の依頼する調査等に無償にて協力すること。
- (7) 受託者は受託者の従業員に対する雇用主として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、個人情報保護法、その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って管理を行うこと。
- (8) この仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者とで協議をしてこれを定めること。

10 担当課

韮崎市 財務政策課 政策調整担当
(韮崎市水神一丁目3番1号／電話 0551-45-9223)

11 別紙添付書類

- ・ 韮崎市民バス服務規程（別紙1）
- ・ 時刻表（別表1）
- ・ 運賃表（別表2）
- ・ 運行系統図（別表3）
- ・ 乗降場所一覧（別表4）
- ・ 令和8年度市内バス路線図

韮崎市民バス運行服務規程

平成23年3月3日

(趣旨)

第1条 この規程は、韮崎市民バスの円滑な運行と事故防止の徹底を期するため、運行従事者の服務について定める。

(運転者の服務)

第2条 運転者は、使用する車両(以下「自動車」という。)の安全な運転と利用者へのサービス向上を図るため、自動車の点検を確実に実施するものとする。

(服務の規律)

第3条 運転者は、常に利用者を輸送する使命の重大さを自覚し、運転業務関係法令等を遵守し、利用者を安全かつ親切に輸送しなければならない。

(乗務の注意)

第4条 乗務については、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 服装は、円滑な運転操作に支障のないものとすること。ただし、添乗員らしい服装にすること。
- (2) 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を安全運転管理者に申し出ること。
- (3) 運転中は飲食又は喫煙しないこと。また、利用者に不快感を与えることのないよう、休憩中の喫煙にも留意すること。
- (4) 運転中は職務以外のことで他の人と談話しないこと。
- (5) 利用者に不快感を与える言動をしないこと。
- (6) 安全を確認してから発車すること。
- (7) 走行中は乗降扉を閉じた状態とすること。
- (8) 自動車から離れるときには、利用者及び自動車の安全を確保すること。
- (9) 運行表に基づく運行時刻を厳守し、正確な運行に努め、特に運行時刻前に発車しないこと。

(10) 運行中、その自動車の重大な故障を発見し、又は重大なる事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行を中止し、運行管理者に報告すること。

(乗務の交替)

第5条 乗務を交替するときは、交替する運転者に対し、乗務中の自動車、道路及び運行状況について通告しなければならない。

(運行前点検)

第6条 運転者は、運行前点検を行い、整備管理者に運行前点検表を提出しなければならない。

(乗務日報の提出)

第7条 乗務終了時には、運行管理者に乗務日報を提出しなければならない。

(確認の励行)

第8条 運転者は、職務の遂行上責任感を持ち、常に必要事項の確認を怠らず乱暴な作業をしてはならない。

(服装)

第9条 運転者は、利用者に不快な感じを起こさせないよう次の事項に留意しなければならない。

- (1) 服装及び身体は常に清潔にすること。
- (2) 上衣着用の場合は、ワイシャツ又は開襟シャツを着用すること。
- (3) 靴は軽快な動作に適する物を使用し、スリッパ、サンダル、草履等は使用しないこと。

(運行開始)

第10条 発車位置に自動車を付け、定刻に発車し、絶対に早発しないこと。

(発車)

第11条 発車については、常に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の乗降が完全に終わり、乗降口が完全に閉まったことを確認してから発車すること。

- (2) 他の交通の危険がないことを、バックミラー等の設備を併用し確認してから発車すること。
- (3) 急発進、急加速はしないこと。

(運転)

第12条 運転については、常に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 運転は正しい姿勢で行うこと。
- (2) ハンドルは確実に保持し、急激な操作を避けること。
- (3) ギアチェンジ等運転操作に必要な場合を除き、片手でハンドル操作を行わないこと。
- (4) 道路及び他の交通状況に注意し、運転操作に精神を集中させ、散漫な運転操作を行わないこと。
- (5) いかなる場合にも憶測運転を行わないこと。
- (6) 荷重と道路の状況に適応した速度及び変速ギアを使用すること。
- (7) 各計器類の状態に注意し、異常のないことを確認すること。
- (8) 法定速度を遵守するとともに、定速運行を心掛けること。

(停止等)

第13条 停止又は減速しようとするときは、危険を回避する等やむを得ない場合を除き、急激な制動をしてはならない。

(後退)

第14条 後退しようとするときは、バックミラー等を利用して、周囲の安全を確認しながら静かに後退しなければならない。

(危険の回避)

第15条 坂道、見通しの困難な場所、滑りやすい道路、夜間、障害箇所等の運転は、法規を遵守し、道路状況に応じた慎重運転をしなければならない。

(乗降所)

第16条 乗降所において停車、発車又は通過するときは、次のようにしなければならない。

- (1) 乗降所に接近したときには、乗降客の有無にかかわらず徐行すること。
- (2) 乗降所に待合客がいる場合、停止し、乗車意志の確認をすること。

- (3) 停車するときは、歩道になるべく接近し、道路と平行して停車すること。なお、車道、歩道の区別がない道路においては、通行人その他危険のないことを確認し、道路に平行して停車すること。
 - (4) 停車又は発車の際は、方向指示器を使用して合図すること。
- 2 自由乗降区間を除き、乗降所以外においては、利用者を乗車させてはならない。
- 3 乗降所以外において利用者を降車させる場合は、次のようにしなければならない。
- (1) 交差点、見通しの困難な場所その他危険な場所では降車させないこと。
 - (2) 停車又は発車するときには、第1項第2号及び第3号によること。

(満員通過)

第17条 満員通過の際は、乗降所において待合客の有無を確かめ、待合客がある場合には停車して、満員通過の旨を知らせて通過する。

(路肩乗り入れの禁止)

第18条 路肩には乗り入れないものとし、やむを得ず乗り入れる場合は十分安全を確かめて通過しなければならない。

(異常気象の処置)

第19条 運転者は、運転中異常気象であることを知り、危険と認めた場合には、運行を中止して、電話等の方法により、速やかに運行管理者にその旨を報告しなければならない。

2 運転者は、運行を中止し、又は運行を続行する場合は、次のようにしなければならない。

- (1) 降雨、降雪中の運転は、高速度の走行を厳に慎み急激な操作を避けること。
- (2) 豪雨の場合は、路面及び周辺の状況に注意し、できる限り路端から離れた路面を走行すること。なお、立体交差及びその前後等の窪地においては、走行が可能なことを確認した上で走行すること。
- (3) 濃霧により走行に著しい危険を感じた場合は、車型位置を他の車両に知らせるため必要な灯火を点灯すること。なお、やむを得ず濃霧中を走行する場合は、霧灯を点灯し絶えず警音器を

断続吹鳴し、最徐行で走行すること。また、他の車両の灯火、警音器等に注意すること。

- (4) 溜水地の運転は、低速ギアでややエンジンの回転を上げ、一定の速度で進行し、途中で変速装置を操作せず停車を避けること。なお、長い溜水地等の通過後は必ずブレーキの効き具合を確認すること。
- (5) 積雪により路肩の見極めが困難な場合は、事情の許す限り道路中央に寄り進行し、高速度走行、急操作、急制動等の危険な運転は避けること。

(転動防止)

第20条 運転者は、自動車を離れるときは、自動車の転動防止のために、次のようにしなければならない。

- (1) サイドブレーキを完全にかけ、車輪止めをすること。
- (2) エンジンを止め、エンジンキーを外して携帯すること。
- (3) 坂道では利用者を降車させ、左右後輪に車輪止めをすること。

(アイドリングの禁止)

第21条 運転者は、始発及び終点において、次便待機の間アイドリングストップをしなければならない。

(作業安全の心得)

第22条 運転者は、運転中の事故はもとより、作業中のけが等の災害防止に努めなければならない。

(健康な生活の維持)

第23条 運転者は、常に健康を保持し、心身の休養に努め、利用者の安全輸送に心掛けなければならない。

(細心の注意)

第24条 運転者は、運転に際して、常に細心の注意を払い事故防止に努め、また、作業に当たっても細心の注意を払わなければならない。

(自動車の維持)

第25条 運転者は、自動車の機構を熟知するとともに、自動車の整備に留意し、常に最良の状態を維持しなければならない。

(自動車火災事故の防止)

第26条 運転者は、次のことを遵守し、自動車の火災防止を図るよう心掛けなければならない。

- (1) 燃料等を補給するときは、エンジンスイッチを必ず切ること。
- (2) 燃料を給油するときは、付近の火気に注意し、また、タンクからあふれないようにすること。

(事故に対する心得)

第27条 運転者は、事故が発生したときには、沈着冷静な態度で適切な処置を速やかに行うように心掛けなければならない。

(事故処理の共通事項)

第28条 運転者は、事故処理について、次の事項を考慮し適切に措置しなければならない。

- (1) 死傷者に対する救護を第一とすること。
- (2) 利用者に対しては、適切な措置誘導をして災害を最小限にすること。
- (3) 他の交通に支障をきたすときは、その防止に臨機応変の処置をとること。
- (4) 現場に警察官がいるときには、処置について指示を受け、いないときは必要な処置をした後に、事故の内容及び行った処置について、所轄警察署及び運行管理者に届けて指示を受けること。
- (5) 利用者又は目撃者の申立ては、最も有力な証拠となるものであるから、適切な方法で速やかに住所、氏名、年齢、職業等を記録し、後日の協力を依頼すること。
- (6) 事故現場はなるべく動かさず、警察官及び運行管理者の立会いを求めることが望ましいが、その場所が他の交通の妨害となる場合は、接触点、自動車の位置、方向、ブレーキ跡等をチョーク又は石等で明示し、その後自動車を安全な場所に移動させること。

(自動車の故障)

第29条 運転者は、自動車の故障については、次のとおり処置しなければならない。

- (1) 運行中自動車が故障したときは、故障の状況を速やかに運行管理者に報告し、運行続行の可否について指示を受けること。

- (2) 他の交通の支障にならないように配慮し、特に坂道その他危険のおそれがある箇所で故障したときは、速やかに利用者を安全な場所へ退避させること。
- (3) 簡単な修理ですぐ運行が続けられる場合は、利用者に状況を説明し、不安を与えないようにすること。

(死傷事故の場合)

第30条 運転者は、死傷事故の場合、次のように措置しなければならない。

- (1) 死傷者に対して応急処置をするとともに、救急車の手配、最寄りの病院等への送致、医師の手配等速やかに適切な処置をすること。
- (2) 所轄警察署及び安全運転管理者に速やかに連絡し、指示を受けること。
- (3) 即死者がある場合は、警察官の指示があるまではそのままの状態の維持に努め、できるだけ丁寧に扱うこと。
- (4) 遺留品等を保管すること。

(接触事故等の場合)

第31条 運転者は、接触事故等の場合、次のように措置しなければならない。

- (1) 自動車の状況により利用者の降車等の処置をとること。
- (2) 所轄警察署及び安全運転管理者に速やかに連絡し、指示を受けること。
- (3) 事故の実態を確実に把握すること。
- (4) 事故の相手方がいる場合は、相手方の住所、氏名、車両登録番号、免許証番号等を控えておくこと。
- (5) 相手方の被害状態を調べておくこと。
- (6) 損害の程度が軽微で運行続行に支障がなく、相手方と協議した結果、示談成立の見込みがあるときは、後日の交渉を確約してから運行を続行すること。

(事故報告)

第32条 運転者は、運行中事故が発生したときは、次により運行管理者に報告しなければならない。

- (1) 報告方法は、電話、無線、書面その他の確実な方法によること。
- (2) 報告事項

- ア 時刻
- イ 場所
- ウ 事故の状況
- エ 交通の状況
- オ 処置の状況

(輸送の引受け又は継続の拒絶)

第33条 運転者は、次の各号の一に掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶しなければならない。ただし、旅客自動車運送事業等運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)別表に定める条件に適合するものを持ち込む場合は、この限りでない。

- (1) 走行中みだりに運転者に話しかける者
- (2) 物品をみだりに車外へ投げる者
- (3) 自動車の操縦装置、制動装置その他運転に必要な機械装置に手を触れ、又は非常口その他事故の際利用者を車外に脱出させるための装置を操作する者
- (4) 走行中乗降口の扉を操作する者
- (5) 利用者に対して寄附若しくは物品の購買を求め、演説し、勧誘し、又は物品を配布する者
- (6) 車内で喫煙する者
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をする者
- (8) 火薬類、自然発火物、腐蝕性薬品その他利用者に危害を及ぼすおそれのあるものを持ち込む者
- (9) 悪臭を発散し、又は自動車の通路、出入口をふさぐ等他の利用者の迷惑となるおそれのあるものを持ち込む者
- (10) アルコール、石油類、セルロイド類その他引火しやすい物品を持ち込む者
- (11) 動物(盲導犬及び愛がん用小動物で専用の容器に入れたものを除く。)を持ち込む者
- (12) その他前各号に掲げるもののほか、他の利用者の迷惑となるおそれのあるもの又は車内を著しく汚損するおそれのあるものを持ち込む者

(使用料の收受)

第34条 運転者は、乗車させる際に使用料の收受を次により行わなければならない。

- (1) 使用料は、韮崎市の定めるところにより收受するものとする。

- (2) 利用者が定期券を提示したときは、有効か否かを確認するものとし、現金又は回数券のときは、備付けの料金箱に投入させて確認するものとする。
- (3) 使用料の回収は、料金箱専用の金庫により行い、運行管理者に引き渡すものとする。

(使用料の管理)

第 35 条 運行管理者は、自ら又は他の運行従事者に指示し、次のように使用料の管理をしなければならない。

- (1) 使用料は、運行日ごとに現金及び回数券を集計するとともに、使用料台帳に記載し、金庫等に保管するものとする。
- (2) 使用料と使用料台帳は、別々に保管するものとする。

(遺留品の取扱い)

第 36 条 運転者は、利用者に遺留品のないように注意し、遺留品があった場合は、汚損、紛失のないよう保管し、運行管理者に引き渡すとともに、発見場所、時刻その他必要な事項を報告しなければならない。

2 利用者が届け出た場合は、その利用者の住所、氏名、発見場所その他必要な事項を聞き取るものとし、前項のとおり処置しなければならない。

3 運行管理者は、保管台帳に報告事項を記載し、落し主が申し出た場合は、記載内容と照合の上、住所及び氏名を記載させ引き渡すものとし、申し出がない場合は、7 日以内に所轄警察署に届けなければならない。

(指示)

第 37 条 運行従事者は、この規程に定めのない事項について、市長又は職員から指示を受けたときは、運行及び利用者の安全に支障のない限り、速やかに指示に従うものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 祖母石・上円井線

韮崎市立病院行	
バス停名	発車（通過）時間
上円井上	○ 7:10
上円井中	○ 7:11
穴山橋	○ 7:12
上新田	○ 7:13
穴山三軒屋	○ 7:14
穴山三ツ石	○ 7:15
入戸野入口	○ 7:16
秋山油店	○ 7:19
祖母石公民館	○ 7:20
サンコーポラス祖母石前	○ 7:21
祖母石住宅	○ 7:22
一ツ谷	○ 7:24
青坂	○ 7:25
青坂入口	○ 7:26
韮崎市役所	○ 7:27
穴観音入口	○ 7:28
平和観音入口	○ 7:29
韮崎駅	○ 7:30
山梨中央銀行前	○ 7:34
韮崎小学校	○ 7:35
韮崎市保健福祉センター	○ 7:37
韮崎市立病院	○ 7:38

※土・日曜、祝日、
12月29日～1月3日は、
AIオンデマンドバス運行のみ

穴山橋行	
バス停名	発車（通過）時間
韮崎市立病院	○ 18:10
韮崎市保健福祉センター	○ 18:11
韮崎小学校	○ 18:12
山梨中央銀行前	○ 18:13
韮崎駅	○ 18:14
平和観音入口	○ 18:15
穴観音入口	○ 18:16
韮崎市役所	○ 18:17
青坂入口	○ 18:18
青坂	○ 18:19
祖母石住宅	○ 18:20
一ツ谷	○ 18:23
祖母石前	○ 18:24
サンコーポラス祖母石前	○ 18:25
祖母石公民館	○ 18:26
秋山油店	○ 18:27
入戸野入口	-
穴山三ツ石	-
穴山三軒屋	-
上新田	-
穴山橋	-
上円井中	-
上円井上	-

○のある便は土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は運休します。
1月1日は全ての便が運休します。

【別表2】 芽崎市民バス運賃表 祖母石・上円井線

1. 一般料金について

2. 料金早見表

通しNo.	MPNo.	MP名	グループ	運賃 (芽崎駅まで)
1	101	上円井上	①円野・穴山ソーン	500
2	102	上円井中	①円野・穴山ソーン	500
3	103	穴山橋	①円野・穴山ソーン	500
4	104	上新田	①円野・穴山ソーン	500
5	105	穴山三軒屋	①円野・穴山ソーン	500
6	106	穴山三ツ石	①円野・穴山ソーン	500
7	107	入戸野入口	①円野・穴山ソーン	500
8	108	秋山油店	②祖母石ソーン	300
9	109	祖母石公民館	②祖母石ソーン	300
10	110	サンコープラス祖母石前	②祖母石ソーン	300
11	111	祖母石生宅	②祖母石ソーン	300
12	112	一ツ谷	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
13	113	青坂	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
14	114	青坂入口	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
15	45	芽崎市役所	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
16	115	穴観音入口	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
17	46	平和観音入口	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
18	48	芽崎駅	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
19	47	ライフガーデン	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
20	49	山梨中央銀行前	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
21	50	芽崎小学校	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
22	51	保健福祉センター	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
23	52	芽崎市立病院	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
24	116	市営総合運動場	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
25	117	芽崎自動車教習所	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
26	118	富士見ヶ丘公民館	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
27	119	民谷資料館	③一ツ谷・芽崎ソーン	200
28	120	東京エレクトロン 芽崎アリーナ	③一ツ谷・芽崎ソーン	200

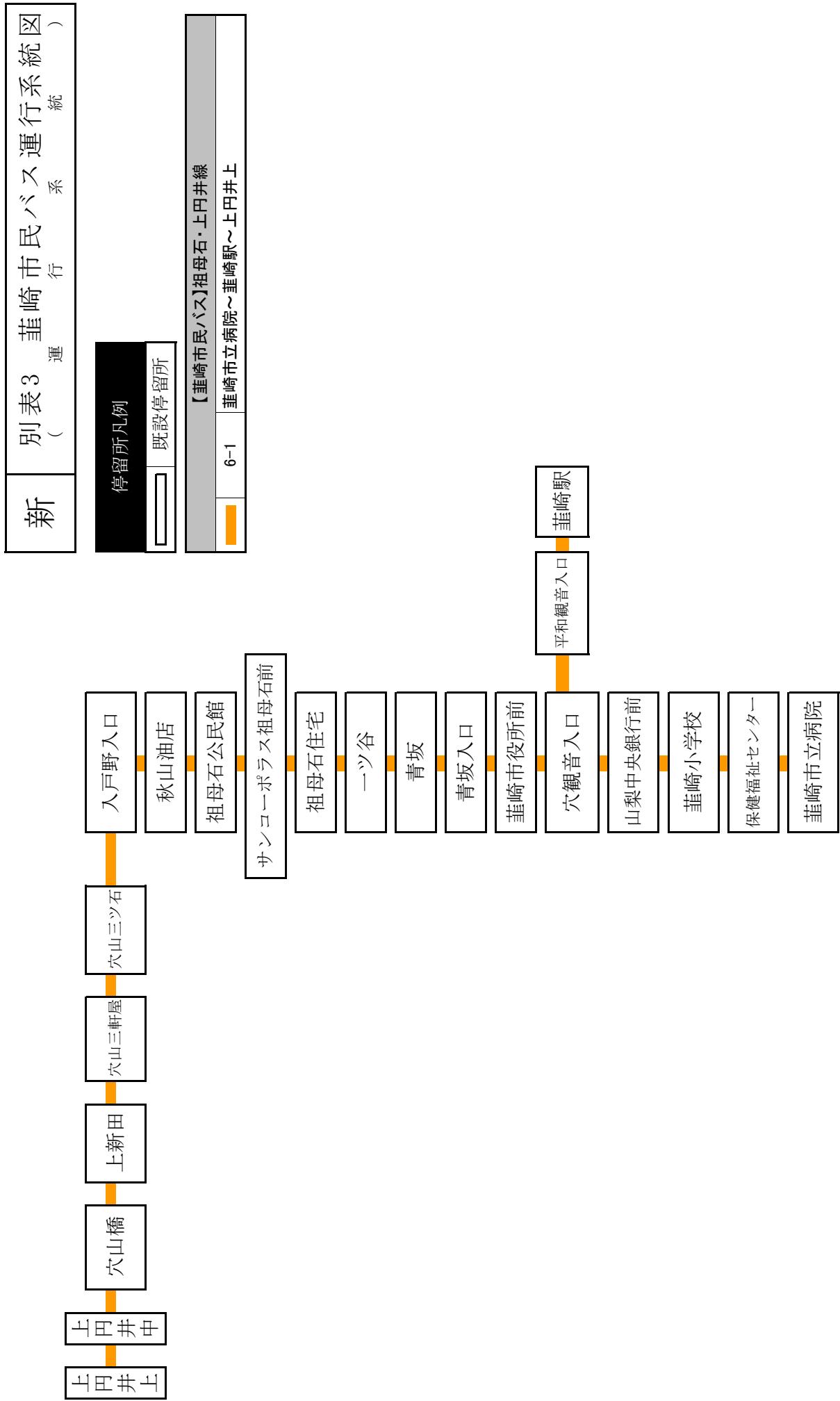
※グループ①…駅から5.1km以上

グループ②…駅から35.0km以内

グループ③…駅から2.5km以内

◎一般料金		降車	①円野・穴山ソーン	②祖母石ソーン	③一ツ谷・芽崎ソーン
①円野・穴山ソーン	200円		300円		500円
②祖母石ソーン		300円	200円		300円
③一ツ谷・芽崎ソーン	500円		300円		200円

◎高齢者、障がい者、小・中・高校生料金		降車	①円野・穴山ソーン	②祖母石ソーン	③一ツ谷・芽崎ソーン
①円野・穴山ソーン	100円		100円		100円
②祖母石ソーン		100円	100円		100円
③一ツ谷・芽崎ソーン	100円		100円		100円



【別表4】韮崎市民バスMP 祖母石・上円井線

1. 乗降場所一覧

通しNo.	MPNo.	MP名
1	101	上円井上
2	102	上円井中
3	103	穴山橋
4	104	上新田
5	105	穴山三軒屋
6	106	穴山三ツ石
7	107	入戸野入口
8	108	秋山油店
9	109	祖母石公民館
10	110	サンコーポラス祖母石前
11	111	祖母石住宅
12	112	一ツ谷
13	113	青坂
14	114	青坂入口
15	45	韮崎市役所
16	115	穴観音入口
17	46	平和観音入口
18	48	韮崎駅
19	47	ライフガーデン
20	49	山梨中央銀行前
21	50	韮崎小学校
22	51	保健福祉センター
23	52	韮崎市立病院
24	116	市営総合運動場
25	117	韮崎自動車教習所
26	118	富士見ヶ丘公民館
27	119	民俗資料館
28	120	東京エレクトロン 韮崎アリーナ

